

応急修理のすすめ方

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度について

災害により住家が被害を受け、災害救助法が適用された場合に屋根、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を行うことで元の住家に引き続き住むための支援です。対象の工事は、工事例、Q Aをご確認ください。

※この制度は、市が業者に修理を依頼し、修理費用を直接業者に支払います。

基準額（1世帯当たり）準半壊 358,000円以内、半壊以上739,000円以内

